平成２８年（フ）第１０６３号
東京都練馬区貫井２丁目１番15号ヴィラ富田202、破産手続開始決定時の住所東京都府中市緑町２丁目18番地の１グリーンヒルズ103
破産者　金子　亮太
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９号
山梨県富士吉田市上吉田３丁目９番11号
破産者　有限会社花工房
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
静岡県富士市久沢２丁目10番10号
破産者　株式会社エコシステム・ジャパン
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２００号
愛知県稲沢市祖父江町山崎北屋敷14番地
破産者　有限会社トキタグリーン
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３６２号
岡山県玉野市田井３丁目23番２号　アヴェニール寺畔202号室
破産者　三宅　　希
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６３号
岡山県玉野市田井３丁目23番２号　アヴェニール寺畔202号室
破産者　三宅　泉絵
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６６号
岡山市東区瀬戸町万富395番地49
破産者　吉田　順次
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９６号
岡山市北区今８丁目１番17号オブリガード今３Ａ
破産者　黒住　憲一
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目13番５号
破産者　株式会社立山総建
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６３６号
広島市安佐南区長束４丁目18番３号
破産者　森　　貴史
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８０号
熊本市中央区神水１丁目13番20―104号　サンハイム、前住所熊本市中央区水前寺公園13番45―403号　パークマンション水前寺公園
破産者　緒方慎太郎
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３９０号
熊本市中央区島崎１丁目31番１―107号　フラワーマンション城西
破産者　守屋　賢一
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
宮城県角田市角田字泉町116番地　ベルドミール花みず木101号
破産者　千田　　勝
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４４号
宮城県白石市田町２丁目４番29―６号
破産者　村上　憲二
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２３６号
茨城県東茨城郡大洗町東光台９番地の１
破産者　川上　政彦
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６３号
新潟県胎内市住吉町４番25号
破産者　阿達　拓雄
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５０号
静岡県田方郡函南町塚本980―９　フェニックス函南204号室、住民票上の住所山梨県富士吉田市下吉田986番地
破産者　須藤　晴紀
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
長野県上伊那郡飯島町日曽利394番地
破産者　森脇　元喜
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第３９２号
静岡県磐田市見付1612番地12
破産者　山田ふみ子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
愛知県稲沢市祖父江町山崎下枇20番地１　丸万マンション103
破産者　時田　浩二
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部